令和８年度（2026年度）
第２回中学校部活動の
地域展開に係る
コーディネーター及び
担当者等研修会

令和8年（２０２６年）１１月１２日（木）
防災センター２０１会議室



©2010 熊本県くまモン

本日の流れ

1. 県からの説明
2. 講話
3. ワークショップ
4. まとめ
5. アンケート記入



©2010 熊本県くまモン

Explanation

01

県からの説明



©2010 熊本県くまモン

①今年度の県の取組について

月	内容
4月	県改革方針の策定
5月	市町村状況調査　第1回コーディネーター等研修会
6月	第1回市町村ヒアリング
7月	第1回指導者研修会
8月	市町村ミーティング（開催方法・時期を変更して実施予定） 第2回指導者研修会（開催方法・時期を変更して実施予定）
9月	第3回指導者研修会（開催方法・時期を変更して実施予定）
11月	第2回コーディネーター等研修会　第2回市町村ヒアリング
今後	市町村伴走支援事業　市町村ミーティング

②県内市町村の現状と課題について

【市町村の現状】

令和8年5月調査より

休日の地域展開完了

- 令和7年度末までに
  完了…8市町村
- 令和8年度末までに
  完了…6市町村（予定）

地域クラブ
設置市町村数

- 25市町村

地域クラブ
設置数

- 休日152クラブ
  スポーツ：142クラブ
  文化：10クラブ
- 平日49クラブ
  スポーツ：46クラブ
  文化3クラブ

【市町村の課題について】

令和8年5月調査より

地域クラブ未設置の市町村	市町村数
休日の指導者の確保	１６
平日の指導者の確保	１０
会費や受益者負担	１０
生徒の移動手段	7
財源の確保	7

地域クラブ設置済の市町村	市町村数
指導者の確保	２２
会費や受益者負担	１３
財源の確保	１０
保護者の理解	6
地域クラブの持続性	5

※複数回答

③今後の取組について

【市町村への伴走支援】

項目	内容
内容	部活動の地域展開に関する専門的知見や全国の先進事例を有する民間事業者を活用し、市町村及び地域クラブ等に対する伴走支援を行う。
目的	地域の実情に応じた持続可能な運営体制を構築するとともに、支援終了後、市町村が主体となって継続的に地域展開を推進できるよう支援する。
期間	11月～2月

【地域クラブ指導者研修会】

項目	内容
開催方法	オンデマンド配信
研修会１ （周知済）	「指導者に求められるハラスメント防止と指導の在り方 ～知っておくべきコンプライアンスの実践～」 講師：橋爪 富二雄 氏（熊本市教育委員会総合支援課 教育支援アドバイザー）
研修会２ （準備中）	「“明日から使えるメンタルトレーニング” ～子どもたちの心に届くコーチング～」 講師：土屋 裕睦 氏（大阪体育大学スポーツ科学部 教授）

③文化部活動の状況について

設置状況

県内公立中学校116校のうち、文化部を設置しているのは89校。計136部が活動中。

主な種目

吹奏楽（67部）が全体の約半数を占め、次いで美術（34部）、合唱（11部）の順。

指導者の課題

- 学校担当者287名のうち、種目経験者は142名（約49%）。
- 半数以上の担当者が未経験で指導にあたっており、専門的指導へのニーズが高い。

地域展開の進捗

令和8年度末までに地域展開完了予定と回答したのは136部中13部（約10%）に留まり、今後の仕組みづくりが急務。

小学校の文化部活動について

現状

小学校の運動部活動は平成30年に社会体育へ移行済みだが、文化部活動については現在も一定数、学校部活動として存在している。

県の方針

県改革方針より

- 中学校の部活動改革と「併せて進める」ことが必要（方針p.1）
- 小学校の文化部も、県の改革方針の内容に「準じて取り組みを進める」（方針p.2）
- 市町村は、中学校と同様に小学校についても取組を進める（方針p.3）
- 小学校の文化部活動についても中学校と同様に地域展開の取組を進める

④地域クラブ活動に関する認定制度について

地域クラブ活動の在り方
（国ガイドラインより）

- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要。

- 地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るところであり、部活動改革の理念やスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域の実情等に応じた適切な形態等で実施することが重要。

学校部活動が担ってきた教育的意義の例（国ガイドラインより）

1. スポーツ ・文化芸術 ・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
2. 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。
3. 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
4. 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
5. 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例　（国ガイドラインより）

1. 生徒のニーズに応じた多種多様な体験
2. 生徒の個性・得意分野等の尊重
3. 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
4. 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
5. 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
6. 学校段階にとらわれない継続的な活動及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導

「認定制度」について
（国ガイドラインより）

趣旨

- 部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国が本ガイドラインにより示す認定要件及び認定手続等に基づき、市区町村等において認定を行う仕組みを構築する。
- 認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

「認定制度」について
（国ガイドラインより）

効果

- ①　生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④　生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

認定要件

1. 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
2. 適切な活動時間や休養日が設定されていること
3. 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
4. 適切な指導の実施体制が確保されていること
5. 適切な安全確保の体制が確保されていること
6. 適切な運営体制が確保されていること
7. 学校等との連携が適切に行われていること

7

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

豊かな幅広い活動機会：
　選抜の禁止、多様な生徒の受け入れ

2

- 適切な活動時間や休養日が設定されていること

活動時間：
　平日２ｈ／休日３ｈ程度、週11時間程度
休養日：
　週2日以上の休養日

3 ・活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

参加費：
　国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定

4 • 適切な指導の実施体制が確保されていること

実施体制：
日本版DBSの活用を含む不適切行為の防止、研修受講。
指導者、参加生徒が暴力、暴言、いじめ等を行わない、許さないことを制約

5 • 適切な安全確保の体制が確保されていること

安全確保：
　保険加入、事故防止策、緊急時体制
　責任の明確化

6 • 適切な運営体制が確保されていること

運営体制：
　規約の整備、公正な会計処理、非営利性
　大会運営に協力

7 • 学校等との連携が適切に行われていること

学校との連携：
　情報共有、スケジュール調整

【玉東町の取組】（指導者の確保に関する取組）

指導者の確保により、平日・休日の地域展開を実現

町教育委員会

指導者の確保を町スポーツ協会に委託

教職員一人一人にヒアリングを実施し、指導可能時間を把握→個々の状況に応じた指導体制の構築

町スポーツ協会

中学校

兼職兼業の許可を受けた教職員をスポーツ協会とマッチング

【玉東町の取組】（学校との連携に関する取組）

「学校」と「地域」で連携しながら、生徒を支える仕組みを構築

悪天候等による活動中止を学校から生徒へ周知

クラブ紹介や中体連推戴式を授業時間に実施

生徒指導上の課題を学校・地域指導者・町教委で情報共有

活動開始までの待機場所として学校の美術室を活用

「認定制度」について
（国ガイドラインより）

効果

- ①　生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- ④　生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

想定される認定の効果

効果

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）

今後

中体連参加の条件が「認定地域クラブ活動」になっていく

今後、民間クラブが認定を求めてくる可能性大
※原則、令和８年度末までに各市町村で認定制度を実施すること。